

# 令和5年度・いじめ防止対策基本方針

岡山市立東疇小学校

## (1) いじめの定義と基本認識(東疇の教育Ⅲ-8-(3)参照)

### ＜いじめの定義＞

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法 第2条 定義」

### 教職員がもつべきいじめについての基本認識

- ① いじめは、「どの学校でも、どの子供にも起こり得る」ものであることを、全職員が十分認識する。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて児童一人一人に徹底する。
- ③ 児童一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ④ 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細やかな実態把握に努め、情報を全教員で共有する。
- ⑤ 「いじめ防止基本方針」が実効性をともなうものとなるよう努める。

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめにはどのような特質があるかを十分に把握し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に、いじめが認知された場合は「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

## (2) いじめの未然防止

### ・認め合い共に伸びる学級集団作りに努める。

学級目標の具現化

学級活動の充実

道徳教育の充実

前項で方向のそろった生活指導

### ・授業改善に努める。

児童自らがめあてを持ち意欲的に学ぶ授業

考えを伝え合い学び合う授業

学習規律の徹底

### ・校内研修

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめを含む生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### ・年間計画一覧

全校の取組 あいさつ運動、人権集会、教育相談

学年の取組 アセスの活用(2～6年)、学年集会

スマイルタイム(12月・3月 異学年交流)

学級の取組 道徳の授業、学活

委員会活動 あいさつ運動(生活委員会)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
防止対策	学級目標作り 道具の使い方(1年学活) あいさつ運動	よりよい学級にするために①(6年学活) あいさつ運動	プールでの約束(1年学活) あいさつ運動	あいさつ運動	人権・いじめ防止についての校内研修(教職員)	2学期の目標作り
早期発見	こころの記録(全校)	アセス実施(2～6年) こころの記録(全校)	教育相談週間(全校) こころの記録(全校)	個人懇談(保護者) 教育相談アンケート(全校)	アセスの結果をもとに学級経営の振り返り(2～6年)	こころの記録(全校)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防止対策	よりよい学級にするために②(6年学活) あいさつ運動	あいさつ運動	いじめについて考えよう(6年道徳) 人権の木、及び人権週間(全校) あいさつ運動	3学期の学級目標作り 大切ないのち(2年学活) あいさつ運動	友達の長所を見つけよう(6年道徳) あいさつ運動	あいさつ運動
早期発見	アセス実施(2～6年) こころの記録(全校)	教育相談週間(全校) こころの記録(全校)	希望懇談(保護者) アセスの結果をもとに学級経営の振り返り(2～6年) 教育相談アンケート(全校)	アセス実施(2～6年) こころの記録(全校)	こころの記録(全校)	アセスの結果をもとに学級経営の振り返り(2～6年)

### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめはどの子にも起こり得るものであるという基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。

児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけるための情報交換・研修を行う。

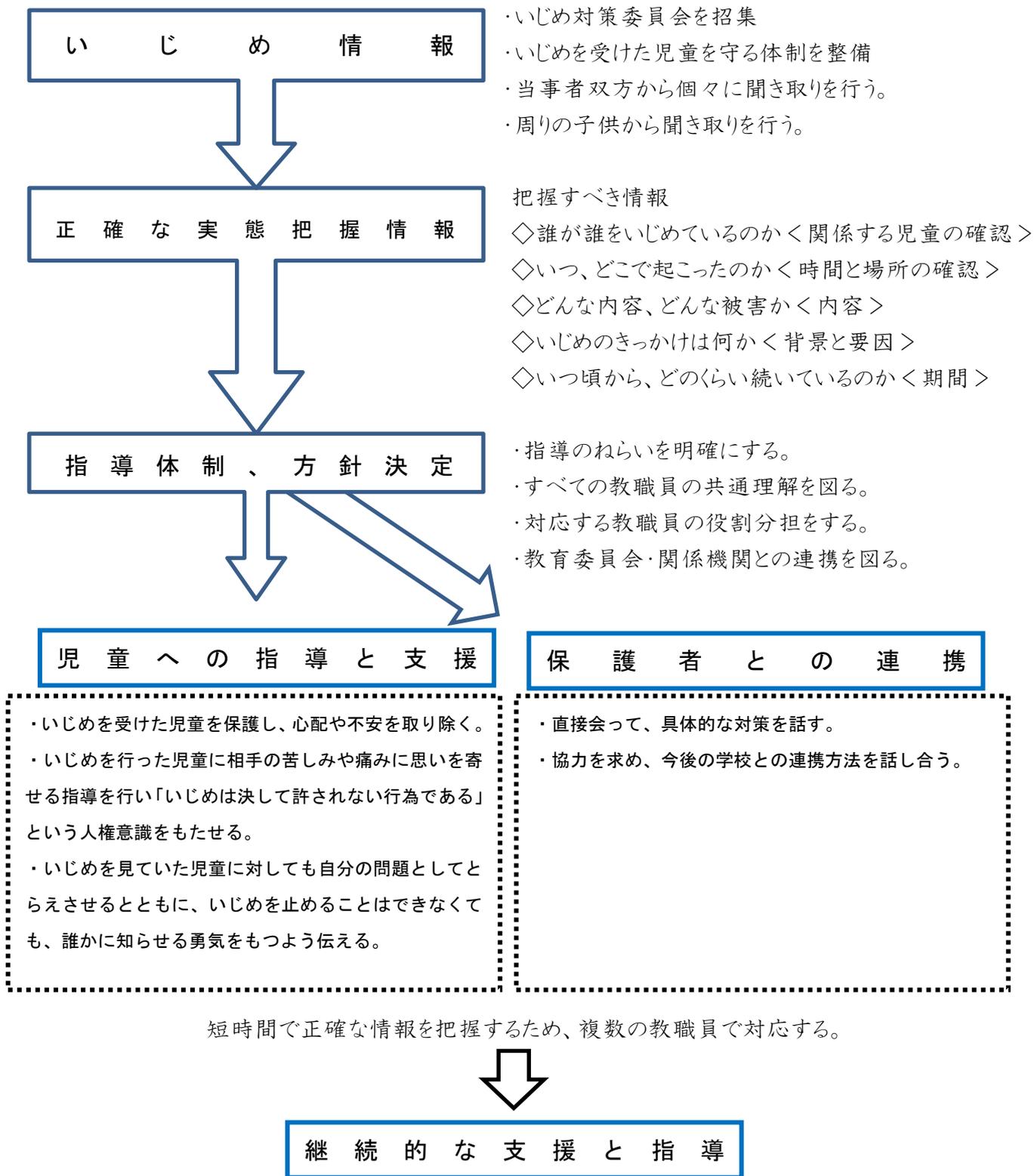
2か月に1回のいじめ防止対策委員会で気になる児童(普段と様子が違ったり、配慮が必要と考えられたりする児童)についての情報交換と対応について共通理解する。

「このくらいなら言わなくていいかな」と思う時点で、話してみるといいと認識する。

毎月行っている心の記録を元に子どもの心の状態を把握し、悩みや不安なことがある児童の話聞くなど、いじめの早期発見につながるようにする。

いじめ事案が起こったらすぐはいじめ対策委員会を開き、多くの教職員で情報共有をし、対策を考える。また、話した内容を記録に残しておく。

(4) いじめ対応の基本的な流れ



## いじめが起きた場合の対応

	いじめを受けた側	いじめを行った側
児童に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実確認をするとともに、まずつらい気持ちを受け入れ共感する。</li> <li>・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。</li> <li>・ 解決の方向性を示し、安心して学校生活を送れるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実確認とともに、気持ちや状況を聞き、背景に目を向けて指導する。</li> <li>・ 孤立感、疎外感を与えないような教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。</li> </ul>
保護者に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発見したその日のうちに家庭訪問して事実関係を直接伝える。</li> <li>・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。</li> <li>・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な事実関係を説明する。</li> <li>・ いじめを受けた子供や保護者のつらい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。</li> <li>・ 許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。</li> <li>・ 今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な指導をする。</li> </ul>

※周りの子供達に対して、見て見ぬふりをする行為や知っていても隠そうとする行為はいじめに参加していることであると指導し、事実確認の情報を集める。

※教員の聞き取りは、原則複数で行う。

### (5) いじめ問題に取り組む校内組織

いじめ問題への組織的な取組を推進するために学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策推進法 第22条 組織の編成」

